

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

## 第 1 問 答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

### 問題 1

問 1 A

PがA社に対し，使用人として提供した役務は，雇用契約に基づく給与を対価として提供されるものであり，課税仕入れに該当しないため（消費税法2条1項12号），A社において，仕入税額控除の対象とならない（同法30条1項）。

問 2 B

全壊した彫刻の廃棄は，800万円が令和5事業年度の損金の額に算入される（法人税法22条3項3号）。また，損害賠償金の受取は，800万円が令和5事業年度の益金の額に算入される（同法22条2項）。

問 3 B

Qによる絵画の売却は，長期譲渡所得に該当し（所得税法33条3項2号），Qの譲渡所得の金額は，総収入金額3,000万円から取得費450万円（同法60条1項1号）及び特別控除額50万円を控除した2,500万円である（同法33条3項，4項）。

問 4 A

A社が受領した固定資産税の還付金及び法人税・固定資産税の還付加算金は，令和5事業年度の益金の額に算入される（法人税法22条2項）。また，法人税の還付金及び過少申告加算税は，益金の額に算入されない（同法26条1項1号，2号）。

第 1 問 答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
① A	×	A社において、令和4事業年度の所得の金額の計算上、欠損金額 1,200万円は、全額が損金の額に算入される（法人税法57条1項, 11項1号イ）。
② B	×	A社において、令和5事業年度の所得の金額の計算上、退職手当は、全額が損金の額に算入される（法人税法22条3項2号, 34条1項, 2項）。
③ A	○	所得税法30条2項, 5項1号
④ B	○	法人税法25条の2第1項, 2項, 3項
⑤ A	×	A社において、消費税法上の課税標準は、機械装置の譲渡時の対価の額7,000万円である（消費税法28条1項）。

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 2 問 答案用紙<1>  
(租税法)

問題 1

[問] 1.

C	31,000 株
	80,000 株

[問] 2.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 5. (2) 及び(3) について	B 921, 100	, ,
[資料] 5. (4) 及び(6) について	B 78, 335, 900	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. について DとGの給与	C 3, 000, 000	, ,
上記以外の項目	C 9, 000, 000	, ,

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. について	B 1, 200, 000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. について	A , ,	3, 450, 000

## 第 2 問 答 案 用 紙<2>

### (租 税 法)

(株式の売却に関する申告調整)	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. について	A <input type="text" value=" , ,"/>	<input type="text" value="50,000,000"/>

[問] 3.

A	①	法人税額	54,312,824
---	---	------	------------

A	②	差引確定法人税額	35,769,300
---	---	----------	------------

[問] 4.

C	①	繰延税金資産	△136,980,000
---	---	--------	--------------

C	②	自己株式	△100,000,000
---	---	------	--------------

### 問題 2

[問] 1.

(減価償却に関する申告調整)	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	C <input type="text" value="71,667"/>	<input type="text" value=" , ,"/>

[問] 2.

(繰越欠損金に関する事項)

[資料] 2. について	B	繰越欠損金の当期控除額	<input type="text" value="10,200,000"/>
	C	翌期へ繰り越す欠損金の金額	<input type="text" value="10,190,000"/>

第 2 問 答 案 用 紙<3>

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問] 1. (1) 給与所得の金額	A 5,380,000
(2) 退職所得の金額	A 6,000,000
(3) 配当所得の金額	A 3,000,000
(4) 不動産所得の金額	A △1,700,000
[問] 2. 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額	B 89,000,000
[問] 3. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額	C 7,380,000
[問] 4. ①から④までの所得控除の金額の合計額	C 1,590,000

第 2 問 答 案 用 紙<4>  
(租 税 法)

問題 4

(単位：円)

[問]

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額                                 | A      312, 039, 000       |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額                              | A      5, 100, 500, 000    |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額                              | A      5, 103, 382, 000    |
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ※ 別解あり                      | B      283, 389, 600       |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの              | B      279, 926, 400       |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの ※ 別解あり     | B              46, 800     |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | B              3, 416, 400 |
| (8) 貸倒れに係る税額                                      | A              312, 000    |

※ 別解について

本問の従業員社宅用マンションの建物の取得は，課税仕入れに該当する（消費税法2条1項12号）ものの，居住用賃貸建物の取得に該当することから，その課税仕入れ等の税額については，仕入税額控除の対象とならない（同法30条10項）。しかしながら，あくまで本取引から生じる消費税額 3,900,000(\*1)は，仕入税額控除の対象とならないのであり，課税仕入れ等に係る消費税額に含まれるものとも考えられるため，この考え方に基づくと下記解答となり得る。

$$(*1) 55,000,000 \times \frac{7.8}{110} = 3,900,000$$

- |  |               |
|--|---------------|
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額                  | 287, 289, 600 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの | 3, 946, 800   |